いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成17年10月11日条例第78号）

最終改正:令和6年3月27日条例第14号

改正内容:令和6年3月27日条例第14号［令和6年7月1日］

---

〇いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例

平成17年10月11日条例第78号

改正

平成20年3月31日条例第18号
令和6年3月27日条例第14号

いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例

（目的）

第１条　この条例は、重度心身障害者の健康の保持と保健の向上に寄与するため、医療費の助成を行うことにより重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次に該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者及び他の法令等によりこれと同等の給付を受けることができる者を除く。

（1） 医療保険各法による被保険者及び被扶養者

（2） 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者のうち規則で定めるところにより重度心身障害者と判定された者

2　対象者が社会福祉施設等に入所している場合にあっては、その者の扶養義務者が市内に住所を有しなければならない。この場合においては、前項の規定にかかわらず対象者は、市内に住所を要しない。

（助成）

第３条　市長は、対象者が受けた保険給付等（いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則（平成17年いちき串木野市規則第85号）第3条第1項第4号に規定する者にあっては入院に係るものを除く。）に係る一部負担金を保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーションに支払った対象者又は扶養義務者に対して、医療費の助成をする。

2　助成の額は、保険給付等に係る一部負担金の支払額とする。この場合において、当該対象者が受けた保険給付等について、次に掲げる医療に係る給付がなされるときは、当該対象者又は扶養義務者が支払った一部負担金から当該医療に係る給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金とみなす。

（1） 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付

（2） 医療保険各法の規定によりなされる高額療養費及び高額介護合算療養費

（3） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費

（4） 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付

（5） 前各号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療費に係る給付

（助成の制限）

第４条　重度心身障害者の前年の所得（1月から9月までの間に受けた医療に係る助成金については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第7条に定める額を超えるとき、又は現にその重度心身障害者と生計を同じくするその重度心身障害者の配偶者若しくはその重度心身障害者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の前年の所得が、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額以上であるときは、支給しない。

2　この条例において、「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（受給資格の登録）

第５条　医療費の助成を受けようとする対象者又は扶養義務者は、規則に定めるところにより重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録を受けなければならない。

（受給資格者証の交付）

第６条　市長は、前条の規定により登録の申請があった場合において、この条例による医療費の助成を受ける資格があると認めたときは、当該申請に係る対象者又は扶養義務者（以下「受給資格者」という。）に対し受給資格者証を交付する。

（受給資格者証の提示）

第７条　受給資格者は、医療を受ける医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

（助成金の支給申請）

第８条　受給資格者は、この条例に基づく助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けようとするときは、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。この場合において当該受給資格者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は規則で定める者が申請するものとする。

2　前項の申請は、受給資格者が医療機関等において医療を受けた日の属する月の翌月から起算して6か月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

3　保険医療機関等において、受給者が受給資格者証及び被保険者証等を提示して保険給付を受けた場合は、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、第1項の申請があったものとみなす。

（助成額の決定及び交付）

第９条　市長は、前条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金の額を決定し、申請者に交付するものとする。この場合において、当該申請者の死亡等により申請者に交付することができないときは、当該世帯の世帯主又は規則で定める者に交付するものとする。

（助成金支給の制限）

第10条　市長は、助成金の支給原因である病気又は負傷が第三者の行為によって生じたものであり、受給資格者が当該第三者から同一の事由につき既に損害賠償を受けたときは当該額の限度において助成金を支給しない。

２　受給資格者は、助成金の支給を受けた後において第三者から損害賠償を受けたときは、速やかに支給を受けた助成金の範囲内において市長が定める額を返納しなければならない。

（助成金の返還）

第11条　市長は、偽りその他不正行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（届出義務）

第12条　受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第13条　医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年10月11日から施行し、平成17年９月１日以後の診療分から適用する。

（経過措置）

２　平成17年９月１日から同年10月10日までに、合併前の串木野市及び市来町（以下「合併前の市町」という。）に申請のあった助成金の支払については、いちき串木野市において支払を行うものとする。

３　合併前の市町における未請求分の助成金については、平成18年３月31日までに申請のあったものに限り、これを受け付け、支払を行うものとする。

４　この条例の施行の日の前日までに、合併前の串木野市心身障害者医療費助成金支給条例（昭和48年串木野市条例第11号）又は市来町重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年市来町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成20年３月31日条例第18号抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月27日条例第14号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のいちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。